

運用開始に向けた課題等について

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて(1)

- 自動車税種別割・軽自動車税種別割(以下、「種別割」)の納付書は、都道府県・市区町村がそれぞれに4連綴りの仕様で作成し、その一番右片は、種別割の納税証明書として、車検の際に活用されている(通称「車検用納税証明書」)。

※ 自動車税・軽自動車税ともJNKS(自動車税等納付確認システム)・軽JNKSの仕組みがあるため、基本的には車検時の納税証明書の提出は不要。

しかし、種別割の納付からJNKS等に反映されるまでに数日を要するため、車検期日直前に種別割が未納である者は、金融機関窓口等において種別割を納付し、その場で即時交付される「車検用納税証明書」を今でも車検に活用している実態がある。

〔例：・納期限(5月末)直前に納付し、6月頭に車検を通す場合〕
・納期限後10月1日に納付し、10月2日に車検を通す場合〕

- 車検用納税証明書は、金融機関等が領収印を押印することで効力を有する取扱いとなっているが、どのような場合に押印するかは、各団体と指定金融機関等との間で取り決められている。

特に、延滞金が発生する場合には、その確認事務や徴収事務を当該指定金融機関等に負わせているかどうかも含め、現状様々な取扱いがなされているところ。

- 一方、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととしており(令和3年6月QR規格検討会取りまとめ)、令和5年4月以降、金融機関窓口では、原則、本税のみが収納されることとなる。

- そのため、地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書について、金融機関窓口納付に係る押印のルールや、納付のタイミングに応じた証明書の効力など、取扱いを整理する必要がある。

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて(2)

○ 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書については、以下の取扱いを基本とする。

○ 地方団体は、車検用納税証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る「取扱期限」を明記する。
(具体的な「取扱期限」は、各地方団体で設定。なお、地方団体の判断により、設定しないことも妨げない。)

例①

この証明書は、 右の領収年月日が 令和N年N月N日 までのものに限り 使用できます。	領収日付印
---	-------

例②

備考 次の場合は使用できません。 1 …のもの 2 右の領収年月日が、令和 N年N月N日 を過ぎたもの	領収日付印
---	-------

➤ 「取扱期限」については、納税者及び運輸支局等において確認がしやすいよう、領収日付印欄の近くに印字するとともに、フォントの強調やサイズの拡大、下線を施す等、工夫することが望ましい。

(既に同様の取組を行っている地方団体の例(次ページ)も適宜参照)

○ 金融機関は、納期限の前後にかかわらず、当該納付書に記載されている額を収納のうえ、車検用納税証明書に領収日付印を押印する。

※ なお、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととされている。(令和3年6月「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」)

○ 運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体が定める取扱期限の範囲内であるかを納税確認の際に参考とする。

➤ 車検用納税証明書に、領収日付印に係る「取扱期限」の記載がない場合は、領収日付印が押印されていれば、納税確認の際に参考とする。

※ 上記は、車検用納税証明書が提示される場合の取扱いであり、運輸支局等においては、原則、JNKS又は軽JNKSにより納税確認を行うものである。

車検用納税証明書の具体例

自動車税種別割納税証明書 (継続検査用)
(構造等変更検査用)

登 録 番 号
車 台 番 号

上記の自動車に対する自動車税種別割について、収納機関の領収日付印のあるものは、滞納がないことを証明します。

本証明書の有効期限
令和5年5月31日

公印部分

領収日付印

◎ 「*」印が印字されているものは、証明書として使用できません。

◎ この証明書は、右の領収日付印が令和4年6月30日までのものに限り使用できます。

納 税 者 保 管

お支払いの際は、こちらを切り離さずに御提出ください。

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

次の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

自動車登録番号

車 台 番 号

証明書有効期限
 令和5年5月30日

この証明書は、自動車検査証と一緒に保管し継続検査又は構造等変更検査のときに使用してください。他県ナンバーに変更後の継続検査又は構造等変更検査のときもこの証明証が必要です。ただし、次の1又は2に該当するものは、使用できません。(裏面をよくお読みください。)

- 1 領収日付印のないもの
- 2 自動車登録番号欄等に***印があるもの

※納期限	領 収 日 付 印
令和4年5月31日	
この証明書は、右の領収年月日が 令和4年6月30日 までのものに限り 使用できます。	

この票は、領収日付印を押して納税者へ渡してください。

公印部分

この票は、7月1日以降領収日付印を押さずにください。

電子納付に係る納税者等への周知・広報について(2)

- 納税者向けの広報については、令和4年度課税分との混乱を避けるために、令和5年3月1日以降、準備状況に応じて、順次開始する。
- 地方税統一QRコードに対応した金融機関等については、以下の方法で周知予定。
 - 金融機関【eLTAXホームページ】
 - ・ eLTAXホームページに掲載されている共通納税対応金融機関の一覧の利用可能チャネルの欄に、地方税統一QRコードに対応していることを示す区分を追加して表示。（令和5年4月以降、順次追加）
 - スマートフォン決済アプリ【地方税お支払サイト】
 - ・ 地方税共同機構が令和5年3月1日に開設する「地方税お支払サイト」へ、地方税統一QRコードに対応しているスマートフォン決済アプリを掲載。（令和5年4月以降、順次掲載）
- ※ 上記掲載ページのURL等をQRコード化し、納付書に記載する場合は、原符片又は領収証書片の裏面を除き印字不可。

<表示イメージ>

eLTAXホームページ

金融機関名	金融機関コード	利用可能チャネル
〇〇銀行	0000	IB、ATM、D、 窓口 (QR)
△△銀行	0000	IB、D、 窓口 (QR)

地方税お支払サイト

税金のお支払いをより簡単・スムーズに！
いつでも、どこでも、地方税のお支払は「地方税お支払サイト」で。

今すぐお支払い

QRコードでお支払い >

納付書番号でお支払い >

関連サービス

下記の関連サービスからも地方税をお支払いいただけます

・ Pay ・ Pay ・ Pay